

議案第49号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業のB1棟において発生した火災事故に関し、下記のとおり和解をすることについて議決を求める。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 和解の内容

- (1) 市及び相手方は、武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）のB1棟（以下「B1棟」という。）において、平成24年1月17日に発生した工事中の火災事故（以下「火災事故」という。）により市に生じた本事業の遅延に伴う損害及び火災事故に起因するB1棟の建物価値の減少に伴う損害の額を113,510,950円と認め、相手方は、市に対して当該額の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、(1)の金額を、本和解が成立した日の翌日から1ヶ月以内に、市指定の預金口座に一括で振り込む方法により市に支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 市と相手方との間で、B1棟建物に係る瑕疵担保期間については、「武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業B1ブロック特定事業参加者の負担金等に関する契約書」（以下「負担金契約書」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、火災事故に起因するものに限り、引渡し日（平成24年11月30日）から10年間とすることを確認する。
- (4) 市と相手方との間で、B1棟建物に係る保証期間については、負担金契約書第7条第2項の規定にかかわらず、建物の構造躯体（基礎、屋根、バルコニー、階段、ひさし等を含む。）に限り、引渡し日（平成24年11月30日）から20年間とすることを確認する。
- (5) 市及び相手方は、組織再編等により権利義務を承継する場合、本和解において規定する事項を承継させ、かつ、その後の組織再編等においても逐次承継させる

措置を講じるものとする。

(6) 市及び相手方は、本和解に定める事項のほか、火災事故により生じた損害等に関し何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 市及び相手方は、本和解に関する準拠法は日本法とし、本和解条項に関し疑義を生じたときは、本事業に係る各契約に従うほか、市及び相手方で協議して定めるものとする。なお、市及び相手方は、本和解条項に基づく権利義務の争いが生じた場合には、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

2 事件の概要 武蔵浦和駅第1街区第一種市街地再開発事業のB1棟において、平成24年1月17日に発生した工事中の火災事故により市が被った損害の賠償及び瑕疵担保期間等の延長を施行者である相手方に求めたもの